

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 25 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第 48 号

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。